

「ディープテック・スタートアップ支援基金／ディープテック・スタートアップ支援事業（DTSU）」第6回公募 及び 「GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業（GX）」第3回公募
 における公募要領変更のポイント

2024年9月13日

DTSU 第6回公募・GX 第3回公募（2024年10月30日正午締切）における公募要領では、DTSU 第5回公募・GX 第2回公募（2024年7月24日正午締切）における公募要領と比較して、主に以下の点を変更しておりますので、ご注意ください。

- DTSU 事業につき、助成対象費用の一定割合以上の金額の出資・融資を得ていただく応募要件を緩和しました。STS フェーズはこれまでと変更はございませんが、PCA フェーズでは融資を加算可能とする変更を加えました。また、DMP フェーズでは当該要件を設けないこととしました。

旧	新
<p>PCA フェーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所定の期間内に実行される、VC等、CVC、事業会社からの出資のみを加算することができる。 ● このうち、最大の金額や株式持分比率で出資を行う者、または、過去の出資分を含めて最大株主持株比率になる者は、VC等、CVC、事業会社のいずれも可とする。 	<p>PCA フェーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所定の期間内に実行される、VC等、CVC、事業会社からの出資または新株予約権が付いた金融負債、金融機関からの融資のいずれも加算することができる。ただし、<u>融資のみによる応募は不可とする。</u> ● このうち、最大の金額や株式持分比率で出資を行う者、または、過去の出資分を含めて最大株主持株比率になる者は、VC等、CVC、事業会社のいずれも可とする。<u>融資を含む場合も、最大の金額で出資または融資を行う者は VC 等、CVC、事業会社、金融機関のいずれも可とする。なお、このうち出資については、当該出資の態様等を勘案して審査において評価されることに留意。</u>
<p>DMP フェーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所定の期間内に実行される、VC等、CVC、事業会社からの出資または新株予約権が付いた金融負債、金融機関からの融資のいずれも加算することができる ● このうち、最大の金額や株式持分比率で 	<p>DMP フェーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>所定の期間内での一定額以上の出資・融資があることを応募要件とはしない。</u> ● <u>所定の期間と同一の期間内に VC 等や CVC、事業会社からの出資が行われる場合、当該出資の態様等を勘案して審査に</u>

<p>出資を行う者、または、過去の出資分を含めて最大株主持株比率になる者は、VC等、CVC、事業会社のいずれも可とする。融資を含む場合も、最大の金額で出資または融資を行う者はVC等、CVC、事業会社、金融機関のいずれも可とする。</p>	<p><u>において評価する。</u> (中略) ● <u>既存株主以外からパートナーVCを設定する場合や、「3. 応募要件」の「(1) 提案者となる助成対象事業者」において掲げる「(1) - 1 各フェーズ共通の要件」のうち x.の設立年数要件の例外として要件を充足しようとする場合には、出資の所定の期間と同一の期間内での出資が必要。</u></p>
--	--

該当箇所：2. (6) ①DTSU 事業の場合 (公募要領 P7)

旧	新
<p>②PCA フェーズ (実用化研究開発 (後期)) の要件 DTSU 事業については、以下の i. から iii. を満たすこと。 i. 所定の期間内に VC 等、CVC、事業会社から提案書に記載した助成事業期間中に要する助成対象費用の 1/3 以上の金額の出資を受けている、又は今後出資が予定されている未上場の事業者であること。なお、複数社による協調出資も可能とする。 (略)</p>	<p>②PCA フェーズ (実用化研究開発 (後期)) の要件 DTSU 事業については、以下の i. から iii. を満たすこと。 i. 所定の期間内に VC 等、CVC、事業会社<u>または金融機関</u>から提案書に記載した助成事業期間中に要する助成対象費用の 1/3 以上の金額の出資<u>もしくは融資</u>を受けている、又は今後出資<u>もしくは融資</u>が予定されている未上場の事業者であること。 ● <u>複数社による協調出資／融資も可能とするが、融資のみでの提案は認めない。</u> (略)</p>
<p>③DMP フェーズ (量産化実証) の要件 DTSU 事業については、以下の i. から iii. を満たすこと。 i. 所定の期間内に VC 等、CVC、事業会社<u>または金融機関</u>から提案書に記載した助成事業期間中に要する助成対象費用の一定割合 (※9) 以上の金額の出資<u>もしくは融資</u>を受けている、又は今後出資<u>もしくは融資</u>が予定されている未上場の事業者であること。なお、複数社による協調出資／融資も可能とする。</p>	<p>③DMP フェーズ (量産化実証) の要件 DTSU 事業については、以下の i. 及び ii. を満たすこと。 <u>(左記の i. に該当する記載は削除)</u></p>

該当箇所：3. (1) 提案者となる助成対象事業者 (1) - 2 各フェーズの要件
(1) - 2 - 1 提案者の要件 (公募要領 P13)

- パートナーVC について、最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画している VC 等または CVC であれば、所定の期間内に投資を実施する者に加え、既に提案者の株主となっている者であっても対象となる旨を追加しました。

旧	新
<p>ただし、上記の所定の期間内に投資を行う者のうち、最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画している VC 等または CVC については、今回の申請に際しての出資額や株式持分比率を問わず、パートナーVC 候補となることができます。また、GX 事業においても、パートナーVC 候補の定義は同様とし、パートナーVC 候補を立てて申請する場合は、DTSU 事業における投資の所定の期間内に、当該パートナーVC 候補からの投資があることが必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>ただし、既に提案者の株主となっている者や上記の所定の期間内に投資を行う者のうち、最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画している VC 等または CVC については、今回の申請に際しての出資額や株式持分比率の多寡を問わず、パートナーVC 候補となることができます。</u> ● <u>なお、DTSU 事業の DMP フェーズや GX 事業においては、応募に際して 2. (6) に定める投資等を要しませんが、既に提案者の株主となっている者以外からパートナーVC 候補を立てて申請する場合は、投資の所定の期間内に、当該パートナーVC 候補からの投資があることが必要となりますのでご注意ください。</u> (注) DTSU 事業における投資要件の変更に伴う修正も含まれています。

該当箇所：2. (7) パートナーVC (公募要領 P8)

旧	新
<p>ii. 所定の期間内に投資を行う VC 等、CVC であって、最大の金額や株式持分比率で投資を行う者、または、過去の投資分を含めて VC 等や CVC の中で最大株主持株比率になる者であること。ただし、上記の所定の期間内に投資を行う者のうち、最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画している VC 等または CVC については、今回の申請に際しての出資額や株式持分比率を問わず本要件を充足することができる。</p>	<p>ii. 所定の期間内に投資を行う VC 等、CVC であって、最大の金額や株式持分比率で投資を行う者、または、過去の投資分を含めて VC 等や CVC の中で最大株主持株比率になる者であること。ただし、<u>既に提案者の株主となっている者や上記の所定の期間内に投資を行う者のうち、最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画している VC 等または CVC については、今回の申請に際しての出資額や株式持分比率の多寡を問わず本要件を充足することができる。</u></p>

該当箇所：2. (7) ①各パートナーVC の要件 (公募要領 P8)

- DTSU 事業の出資要件変更に伴い、DTSU 事業の DMP フェーズの NEDO 負担率に係る場合分けを変更しました。

旧	新
※2 DMP フェーズについて、DTSU 事業では、3. (1) において応募要件としている出資及び融資について、その合計額に占める融資の合計額の割合が 1/2 以上の場合、NEDO 負担率は 1/2 以内とする。また、GX 事業では、NEDO 負担率は 2/3 以内とする。	※2 DMP フェーズについて、DTSU 事業では、 <u>助成対象費用の 1/6 以上の金額の出資を、NEDO が定める所定の期間内に得ることを出資報告書／出資意向確認書の提出により示す場合、NEDO 負担率は 2/3 以内とする。それ以外の場合、NEDO 負担率は 1/2 以内とする。</u> また、GX 事業では、NEDO 負担率は 2/3 以内とする。

該当箇所：2. (4) ③各フェーズの助成事業期間、NEDO 負担率、助成金交付額上限（公募要領 P4）

- DTSU 事業の出資要件変更に伴い、設立年数要件の例外事項の場合分けを変更しました。

旧	新
xi. DTSU 事業及び GX 事業への応募時点で、原則として、設立から一定年数以内 (STS フェーズ・PCA フェーズの場合 10 年、DMP フェーズの場合 15 年) の企業であること。ただし、各事業において、以下に該当する場合はその限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> ● DTSU 事業においては、初めて VC 等からの資金調達を行ってから 5 年 (DMP フェーズ 10 年) 以内であることもしくは、応募に際し必要となる出資または融資のうち、1/2 以上が VC 等からの出資であること。 ● GX 事業においては、初めて VC 等からの資金調達を行ってから 5 年 (DMP フェーズは 10 年) 以内であることもしくは、DTSU 事業における所定の期間内に、助成対象費用の 1/6 以上の金額の出資を VC 等から受けている、あるいは受ける予定であること。 	x. DTSU 事業及び GX 事業への応募時点で、原則として、設立から一定年数以内 (STS フェーズ・PCA フェーズの場合 10 年、DMP フェーズの場合 15 年) の企業であること。ただし、各事業において、以下に該当する場合はその限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>DTSU 事業の STS フェーズや PCA フェーズ</u>においては、初めて VC 等からの資金調達を行ってから 5 年以内であることもしくは、応募に際し必要となる出資または融資のうち、1/2 以上が VC 等からの出資であること。 ● <u>DTSU 事業の DMP フェーズや GX 事業</u>においては、初めて VC 等からの資金調達を行ってから、STS フェーズ・PCA フェーズは 5 年以内、DMP フェーズは 10 年以内であることもしくは、所定の期間内に、助成対象費用の 1/6 以上の金額の出資を VC 等から受けている、あるいは受ける予定であること。

該当箇所：3. (1) 提案者となる助成対象事業者 (1) - 1 各フェーズ共通の要件（公募要領 P11）

- DTSU 事業の出資要件変更及びパートナーVC の対象追加に伴い、出資または融資、株主構成等に関する注意事項の記載を適宜修正しています。

旧	新
<p>DTSU 事業では、交付決定を行うに際し、3. (1)「各フェーズ共通の要件」及び「各フェーズの要件」に記載されている出資または融資を受ける必要があります。</p> <p>応募時までに VC 等、CVC、事業会社、金融機関より所定の出資や融資を受けて出資報告書や融資報告書を入手できた提案者、又は VC 等、CVC、事業会社、金融機関より所定の出資意向確認書や融資意向確認書を入手できた提案者が、DTSU 事業に応募することが可能になります。</p> <p>また、GX 事業では、採択決定日以降の NEDO が指定する日までに VC 等または CVC、これらに類する者が株主構成に加わっていることとしています。当該要件の充足に際し、出資意向確認書の入手を要する場合があります。</p> <p>(略)</p>	<p>DTSU 事業の <u>STS フェーズ及び PCA フェーズ</u>では、交付決定を行うに際し、3. (1)「(1) - 2 各フェーズの要件」に記載されている出資または融資を受ける必要があります。応募に際しては、VC 等、CVC、事業会社、金融機関から、出資報告書や融資報告書、又は出資意向確認書や融資意向確認書を受領し、提案書類の一部として提出期間内に提出する必要があります。<u>これらの詳細を、下記①及び②に示しています。</u></p> <p>また、<u>DTSU 事業の DMP フェーズや GX 事業</u>では、採択決定日以降の NEDO が指定する日までに VC 等または CVC、これらに類する者が株主構成に加わっていることとしています。当該要件の充足等に際し、出資意向確認書の提出を要する場合があります。<u>詳細を下記③に示しています。</u></p> <p>(略)</p>
<p>①DTSU 事業への応募までにすべての出資または融資を受けた提案者</p>	<p>①DTSU 事業の <u>STS フェーズ及び PCA フェーズ</u>への応募までにすべての出資または融資を受けた提案者</p>
<p>②DTSU 事業への応募に際し①に該当しない提案者</p>	<p>②DTSU 事業の <u>STS フェーズ及び PCA フェーズ</u>への応募に際し①に該当しない提案者</p>
<p>③GX 事業への提案者</p> <p>GX 事業では、DTSU 事業のように所定の期間内での一定額以上の出資・融資があることを応募要件とはしませんが、DTSU 事業における出資の所定の期間と同一の期間内に VC 等や CVC、事業会社からの出資が行われる場合、当該出資の態様等を勘案して審査において評価します。</p> <p>特に、パートナーVC 候補を立てて申請する場合や、「3. 応募要件」の「(1) 提案者となる助成対象事業者」において掲げる「◎各フェーズ共通の要件」のうち xi. の設立年数要件の</p>	<p>③DTSU 事業の <u>DMP フェーズや GX 事業</u>への提案者</p> <p><u>DTSU 事業の DMP フェーズや GX 事業</u>では、DTSU 事業の STS フェーズや PCA フェーズのように所定の期間内での一定額以上の出資・融資があることを応募要件とはしませんが、出資の所定の期間と同一の期間内に VC 等や CVC、事業会社からの出資が行われる場合、当該出資の態様等を勘案して審査において評価します。</p> <p>特に、<u>既に提案者の株主となっている者以外から</u>パートナーVC 候補を立てて申請する</p>

<p>例外事項である「DTSU 事業における所定の期間内に、助成対象費用の 1/6 以上の金額の出資を VC 等から受けている、あるいは受ける予定であること」において提案締切日までに 出資を受けていない場合は、以下の通り書類を提出してください。</p>	<p>場合や、「3. 応募要件」の「(1) 提案者となる助成対象事業者」において掲げる「(1) - 1 各フェーズ共通の要件」のうち x. の設立年数要件の例外事項である「所定の期間内に、助成対象費用の 1/6 以上の金額の出資を VC 等から受けている、あるいは受ける予定であること」を充足する場合、<u>DTSU 事業の DMP フェーズにおける NEDO 負担率を 2/3 以内とするために所定の期間内に助成対象費用の 1/6 以上の金額の出資を VC 等や CVC、事業会社から受けている、あるいは受ける予定であることを示す場合は、以下の通り書類を提出してください。</u></p>
--	---

該当箇所：6. (1) 出資または融資、株主構成等に関する注意事項（公募要領 P18）

- その他、事業内容に変更がない範囲で、用語の修正などを随時実施しております。